

# 高知市地域包括支援センター運營業務委託仕様書

## 1 業務名称 高知市地域包括支援センター運營業務

## 2 業務目的

介護保険法（以下「法」という。）第115条の46の規定に基づく地域包括支援センターを運営し、地域包括支援センター業務マニュアル及び高知市地域包括支援センター運営方針に従い、高齢者の日常生活支援を行うことにより、住み慣れた地域で生活を続けられるよう支援を行うことを目的とする。

## 3 職員体制

### (1) 地域包括支援センターの人員配置

地域包括支援センターに、次の①から③に規定する資格を有する常勤かつ専従の職員（以下「センター職員」という。）を、「別紙1」のとおり配置すること。

また、管理者を配置すること。

なお、センター職員となる職員については、高知県が実施する「介護予防支援従事者研修会」相当の都道府県が実施する研修を受講すること。

#### ① 保健師又はこれに準ずる者

保健師に準ずる者は、地域ケア、地域保健等に関する業務経験のある看護師とし、准看護師は含まないものとする。

また、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する者とする。

#### ② 社会福祉士又はこれに準ずる者

社会福祉士に準ずる者は、福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務経験が3年以上ある者とする。

なお、準ずる者の配置をした場合は、将来的に社会福祉士を配置すること。

#### ③ 主任介護支援専門員

主任介護支援専門員の資格を持つ者。

なお、主任介護支援専門員の配置が困難である場合は、介護支援専門員等ケアマネジメントに関する有資格者を配置し、主任介護支援専門員の配置時期等含めた配置に関する計画書を作成し、可能な限り早く配置すること。

また、配置に関する計画書を高知市（以下「市」という。）に提出すること。

#### ④ 管理者（兼務を可とする。）

### (2) 生活支援体制整備業務に従事する者の配置

専ら「4 業務内容(1)⑤」に従事する者（以下「生活支援コーディネーター」という。）として、常勤かつ専従の職員を、「別紙1」のとおり配置することができる。

なお、配置しない場合は、センター職員1名が兼務すること。

また、生活支援コーディネーターとなる職員については、必要な研修を受講すること。

(3) 指定介護予防支援等に従事する者の配置

① 専ら「4 業務内容(2)」に従事する者（以下「ケアマネジャー」という。）として、次のアからオに規定する資格を有する常勤かつ専従の職員を、「別紙1」のとおり配置することができる。

ア 保健師

イ 介護支援専門員

ウ 社会福祉士

エ 地域ケア、地域保健等に関する業務経験のある看護師

オ 高齢者保健福祉に関する相談支援業務等に3年以上従事した社会福祉主事

なお、配置しない場合は、センター職員が兼務すること。

また、ケアマネジャーとなる職員については、高知県が実施する「介護予防支援従事者研修会」相当の都道府県が実施する研修を受講すること。

② ケアマネジャーを配置した場合、ケアマネジャーが従事する業務のうち、事務的な業務に従事する者（以下「事務員」という。）を、「別紙1」のとおり配置することができる。

4 業務内容

地域包括支援センターの業務は、次のとおりとする。

なお、各業務遂行に関しては、厚生労働省老健局作成「地域包括支援センター業務マニュアル」及び高知市地域包括支援センター運営方針に従い、適切に実施すること。

また、業務に従事する者は、本業務の果たすべき役割の重要性を理解し、各研修会、他職種との交流等あらゆる機会をとらえ、資質の向上に努めること。

(1) 包括的支援事業

① 総合相談支援業務

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行うこと。

ア 地域におけるネットワークの構築

支援を必要とする高齢者を見出し、保健・医療・福祉サービスを始めとする適切な支援へのつなぎ、継続的な見守りを行い、更なる問題の発生を防止するため、介護サービス事業者、医療機関、民生委員、高齢者の日常生活に関する活動に携わるボランティア等、地域における様々な関係機関とのネットワーク構築を行うこと。

イ 実態把握

アで構築したネットワークを活用するほか、様々な社会資源との連携、高齢者世帯への戸別訪問、同居していない家族や近隣住民からの情報収集により、高齢者や家族の状況等についての実態把握を行うこと。

特に、地域から孤立している要介護（支援）者のいる世帯や介護を含めた重層的な課題を抱えている世帯等、支援が必要な世帯を把握し、当該世帯の高齢者や家族への

支援につなげることができるように留意すること。

#### ウ 総合相談支援

##### (ア) 初期段階の相談対応

本人、家族、近隣の住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談を受けて、的確な状況判断を行い、専門的・継続的な関与又は緊急の対応の必要性を判断する。適切な情報提供を行うことにより相談者自身が解決することができるかと判断した場合には、相談内容に即したサービス又は制度に関する情報提供、関係機関の紹介等を行う。

##### (イ) 継続的・専門的な相談支援

(ア)の対応により、専門的・継続的な関与又は緊急の対応が必要と判断した場合には、より詳細な情報収集を行い、個別の支援計画を策定する。

訪問（アウトリーチ）による相談支援や情報収集を行い、支援計画に基づき適切なサービスや制度につなぐとともに、定期的に情報収集を行い、期待された効果の有無を確認する。

##### (ウ) 高齢者に関する相談以外の相談対応

高齢者に関する相談以外に、障がい者や子どもに関する相談があった場合は、相談内容を聞き取り、担当部署や適切な関係機関につなげることとする。

担当部署等につなげた場合でも、世帯として高齢者に関する課題や、障がい者や子ども、生活困窮に関する課題が複合的にある場合も想定されるため、関係機関と連携を取り、対応すること。

#### ② 権利擁護業務

地域の住民、民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のために必要な支援を行うこと。

##### ア 成年後見制度の活用と普及

成年後見制度の利用が必要と思われる高齢者の親族に対して、成年後見制度の説明や申立てに当たっての関係機関の紹介などを行う。

申立てを行える親族がないと思われる場合や、親族があっても申立てを行えない特段の理由がある場合で成年後見制度の利用が必要と認める場合、速やかに市の担当部署に当該高齢者の状況等を報告し、市長申立てにつなげる。

成年後見制度を幅広く普及させる広報啓発を基幹型地域包括支援センター及び高知市権利擁護支援地域連携ネットワーク中核機関と協力し、地域住民や関係機関等へ実施する。

##### イ 老人福祉施設等への措置の支援

虐待等の場合で、高齢者を老人福祉施設等へ措置入所させることが必要と判断した場合は、市に高齢者の状況等を報告し、措置入所の検討を求めること。

措置入所（短期）後も高齢者の状況を把握し、できる限り速やかに必要なサービス等の利用を支援する。

##### ウ 高齢者虐待への対応

通報や相談により、虐待を受けていると疑われる高齢者又はその関係者を把握した場合は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成

17年法律第124号)」等に基づき速やかに当該高齢者を訪問して状況を確認する等適切な対応をとるとともに、特に緊急の対応が必要と判断した場合は速やかに基幹型地域包括支援センターへ報告し、連携して対応すること。

対応に当たっては「高知市高齢者虐待対応マニュアル」に基づき対応することとし、基幹型地域包括支援センターとの連携を密にして対応すること。

#### エ 困難事例への対応

高齢者やその家庭に重層的に課題が存在している場合、高齢者自身が支援を拒否している場合等の困難事例を把握した場合には、地域包括支援センターの専門職種が相互に連携し地域包括支援センター全体で対応を検討し、必要な支援を行う。

また、必要に応じ基幹型地域包括支援センターに報告し、対応について協議を行うこと。

#### オ 消費者被害の防止

消費生活センターと連携し、啓発活動を推進する等被害防止に努め、被害情報を把握した場合は速やかに基幹型地域包括支援センターに報告すること。

対応に当たっては関係機関との連携を密にし、警察等とも連携すること。

### ③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など、地域において多職種相互の協働等による連携により、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域における連携と協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行うこと。

#### ア 包括的・継続的なケア体制の構築

在宅・施設を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関の連携を支援する。

また、地域の介護支援専門員が地域における健康づくりや交流促進のためのサークル活動、老人クラブ活動、ボランティア活動など介護保険サービス以外の地域の社会資源を活用できるよう、地域の連携・協力体制を整備する。

#### イ 地域における介護支援専門員のネットワークの構築及び活用

地域の介護支援専門員の日常的な業務の円滑な実施を支援するために、介護支援専門員相互の情報交換を行う場を設置するなど、介護支援専門員のネットワークを構築しその活用を図る。

#### ウ 介護支援専門員に対する個別支援

地域の介護支援専門員に対し、居宅（介護予防）・施設サービス計画の作成技術の指導、サービス担当者会議の開催支援など専門的な見地から個別指導、相談対応を行う。

地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例について、適宜、地域包括支援センターの各専門職や地域の関係者、関係機関との連携のもとで具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行う。

### ④ 在宅医療・介護連携推進事業に関する業務

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、居宅に関する医療機関と介護サービス

事業者などの関係者の連携を推進し、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するため市と共同して次に掲げる業務を行うこと。

- ア 地域の医療・介護サービス資源の把握
- イ 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- ウ 地域住民への普及啓発

⑤ 生活支援体制整備業務

担当圏域を範囲とした第二層協議体を設置し、定期的な情報の共有・連携強化の場とし、地域における社会資源の活用等による生活支援や介護予防サービスの構築を進めること。

また、市内全域を対象とした第一層協議体に参加し、生活支援・介護予防サービスの体制整備に向け連携して活動すること。

ア 第二層協議体の範囲

第二層協議体は担当圏域内の実情に応じ設置することとし、中学校区や小学校区、町内会等地域住民の日常的な交流範囲に配慮し、市と協議しつつ取り組みやすい範囲で設定すること。

このため、担当圏域内に複数の協議体が設置されることもあり得るが、既存の組織活動や住民の活動状況にも十分に配慮し、協議体の新設が必要かどうかも含め検討すること。

イ 生活支援コーディネーターの活動

生活支援コーディネーターは担当圏域内の既存の組織活動や住民活動、高知市社会福祉協議会や地域福祉コーディネーターの活動状況を把握し、当該組織等と連携し、地域における住民ニーズに対応したサービス資源の創出、取組のマッチングを行うこと。

ただし、地域住民の活動状況や取組内容に配慮し、活動や協議体の開催が住民等の過度な負担とならないよう留意すること。

また、高知市社会福祉協議会地域福祉コーディネーターとの連携を密にすること。

⑥ 認知症総合支援事業に関する業務

認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するために、医療・介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人への効果的な支援を行うため次に掲げる業務を行うこと。

- ア 認知症初期集中支援チームを設置し、市の指定する認知症初期集中支援チーム医と連携し、適切な支援につながない認知症の方やその家族への早期診断・早期対応に向けた支援を行うこと。

なお、認知症初期集中支援チーム員はセンター職員が兼務するものとし、必要な研修を受講すること。

- イ 生活支援体制整備事業や一般介護予防事業等地域包括支援センター業務において地域住民等と連携する際は、参加者等の状況把握を行い、認知症が疑われる場合は認知症初期集中支援チームとしての関わりを持ち、必要な支援につなげること。

ウ 認知症地域支援体制の構築

認知症の方やその家族が、地域で生活するために必要な支援体制構築を、地域住民等と協力し進めること。

構築に当たっては認知症の方やその家族の意見を十分に反映させること。

エ 認知症ケア向上の推進

認知症に関する知識等に関する講習会（認知症サポーター養成研修等）等を開催し、地域住民への普及啓発活動を行うこと。

オ 認知症地域支援推進員の設置

地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置すること。

認知症地域支援推進員はセンター職員の内、保健師又はこれに準ずる者として配置された職員が兼務すること。

⑦ 地域ケア会議推進事業に関する業務

医療・介護の専門職等や、地域の支援者等多職種協働による地域ケア会議を開催し、個別ケースのケアマネジメント支援及び地域のネットワークの構築に向けた環境整備を行うため次に掲げる業務を行うこと。

ア 地域ケア会議の開催

次のイ(ア)に掲げる機能を有する地域ケア個別会議（支援困難事例の個別ケース検討を通じた地域ケア会議）及び地域課題について検討する地域ケア推進会議を毎月1回以上開催すること。

開催に当たっては「見える事例検討会<sup>®</sup>」方式を用いることとし、個別支援について検討する会議と地域課題について検討する会議を一度に開催すること。

なお、「見える事例検討会<sup>®</sup>」を開催するため、市が開催する「見える事例検討会<sup>®</sup>ファシリテーター養成講座」に参加すること。

（「見える事例検討会<sup>®</sup>」については、<http://ja-jp.facebook.com/mierujirei/>を参照。）

イ 地域ケア会議の目的

(ア) 個別ケースの支援内容検討を通じ、以下の項目内容の実施を目的とする。

- a 地域支援ネットワークの構築
- b 高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援
- c 地域課題の把握
- d 個別課題解決に向け、地域の支援者も含めた多職種による協議

(イ) 地域づくり、資源開発並びに政策形成など、地域の実情に応じて必要と認められる事項。

ウ 地域課題の報告

地域ケア個別会議で抽出された地域課題を市に報告し、市と課題の共有を図ること。

(2) 指定介護予防支援及び介護予防・生活支援サービス事業

① 法 第8条の2第16項及び第58条第1項に規定する指定介護予防支援業務（以下「指定介護予防支援業務」という。）

介護保険における法の規定する介護予防給付等の対象となる要支援者等が介護予防サービス等の適切な利用を行うことができるよう、その心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整等を行うこと。

② 法 第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業に関する業

務（以下「介護予防ケアマネジメント業務」という。）

要支援者等から依頼を受け、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービスのほか、一般介護予防や市町村の独自施策等適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行うこと。

なお、(2)－①及び(2)－②の業務実施に当たり市の指定を受けること。

### ③ 業務内容詳細

- ア 指定介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務（以下「指定介護予防支援等」という。）の利用申し込みの受付
- イ 指定介護予防支援等の契約の代行
- ウ アセスメントのために必要な利用者の基本情報の把握及びアセスメントの実施
- エ 介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメントに基づくケアプラン（以下「介護予防サービス計画等」という。）原案の作成
- オ 介護予防サービス計画等原案に係るサービス担当者会議の開催等による専門的意見の聴取
- カ 介護予防サービス計画等原案に対する利用者の同意取得
- キ 介護予防サービス計画等原案等を地域包括支援センター等に提出
- ク 介護予防サービス計画等の交付
- ケ 指定介護予防サービス事業所及び指定第1号サービス事業所等との連絡調整
- コ 介護予防サービス計画等の実施状況の把握
- サ 介護予防サービス計画等の目標達成状況に関する評価
- シ 介護予防サービス計画等の変更に係る上記ウからクに関する業務
- ス 介護予防サービス計画等に定めた介護予防サービス等に係る給付管理
- セ その他指定介護予防支援等に係る必要な業務

### (3) 一般介護予防事業

#### ① 介護予防把握事業に関する業務

民生委員等の地域住民や医療機関からの情報提供、総合相談支援等を通じて閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動につなげること。

#### ② 介護予防普及啓発事業に関する業務

ア 介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するため、講座や啓発教室等を開催すること。

イ 介護予防に資する活動として「いきいき・かみかみ・しゃきしゃき百歳体操」の普及啓発を行うこと。

#### ③ 地域介護予防活動支援事業に関する業務

ア 介護予防に資する地域活動の支援を行うこと。

イ 介護予防として「いきいき・かみかみ・しゃきしゃき百歳体操」を実施する団体の支援を行うこと。

### (4) その他の業務

- ① 市及び地域包括支援センター同士の連携に関する業務
- ② 例月の報告に関する業務

③ 高知市地域包括支援センター運営協議会での報告，説明等の業務

④ 適正な記録管理に関する業務

⑤ 年間事業計画，年間活動報告及び評価に関する業務

地域包括支援センターの業務に関し，年間事業計画を策定し市に提出するとともに，当該計画に基づいた業務の遂行に努めること。

また，年間の活動報告書を作成，評価し，年度終了後市に提出すること。

⑥ その他地域包括支援センターを適正に運営するために必要な業務。

## 5 担当圏域

本業務を実施する圏域は「別紙1」のとおりとする。

## 6 地域包括支援センターの名称

本業務を行う地域包括支援センターの名称は，受託事業者及び市の協議により決定し，高知市地域包括支援センター運営協議会に報告する。

## 7 地域包括支援センター設置場所

地域包括支援センターの設置場所は，利用者の利便性や個人情報保護等の観点から，受託法人が実施する当該地域包括支援センター以外の事業の実施場所と敷地及び建物を別にすることが望ましいが，やむを得ず，当該地域包括支援センター業務を含む複数の事業を同一の敷地及び建物内で実施する場合は，地域包括支援センター設置場所と，それ以外の事業の実施場所については，それぞれの個人情報等の管理等が適切に行うことができると市が認めた場合を除き，部屋を分ける等明確に分離すること。

なお，地域包括支援センターの場所が利用者に明確に分かるような表示や案内表示を行うこと。

## 8 業務対応窓口

### (1) 窓口開設時間

窓口開設時間は，午前8時30分から午後5時15分までとする。

ただし，土曜日，日曜日，国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）は休業日とすることができる。

### (2) 相談等の受付時間

相談等の受付時間は，窓口開設時間とする。

### (3) 緊急対応

夜間や休日を含む緊急時に備え，あらかじめ必要な関係機関等との連絡方法等の対応手順を定めるとともに，緊急時には24時間連絡可能な体制構築を行い，速やかに対応すること。



なお、緊急時の連絡体制については受託者の本体施設等との連携による対応としても差し支えないものとする。

また、あらかじめ緊急時の連絡先を市に届け出ること。

#### (4) 苦情対応

苦情等に対応する体制を整備するとともに、誠実に対応し再発防止に努めること。

また、必要な場合は速やかに市に報告し、指示を受けること。

#### (5) 相談への対応

開設時間内においては、「3 職員体制」のいずれか1名の従事者は事務室に残り、相談業務等に対応できる体制をとること。

なお、従事者すべての出席が必要な会議、緊急対応が必要な場合等はこの限りではない。

ただし、この場合においても、可能な限り事務員等を事務室に残し、取次業務を行うこととする。

### 9 実績報告

受託者は、次に掲げる業務に係る実績を市の定める様式により報告すること。

- (1) 介護予防ケアマネジメント事業実績
- (2) 総合相談支援事業実績
- (3) 高齢者虐待対応状況調査
- (4) 包括的支援事業実績
- (5) 住宅改修理由書実績
- (6) 指定介護予防支援事業実績
- (7) その他実績の提出が必要と市が判断したもの

市は、報告書の受理後その内容を審査するものとする。

### 10 委託料の請求・支払

受託者は、委託料を概算払いにより請求できるものとし、概算払いを行う場合は委託料の請求書を市に提出すること。

概算請求を行わない場合は、業務完了後「9 実績報告」に規定する実績報告の審査終了後、委託料の請求書を翌月までに市に提出する。

市は、適法な請求書の受理後30日以内に委託料を支払うこととする。

### 11 委託料の精算

「10 委託料の請求・支払」における概算請求を行った場合は、毎年書面をもって委託料を精算しなくてはならない。

なお、精算した委託料が毎年の限度額を超えることはできない。

精算した金額（以下「精算額」という。）が限度額を下回った場合は、その精算額をもって委託料とし、概算払いにより支払われた額から精算額を差し引いた金額を甲に返還しな

ければならない。

## 12 法令等の遵守

受託者は地域包括支援センターを運営するに当たり、次に掲げるもののほか関係法令及び規則等を遵守しなければならない。

なお、本契約期間中にこれらの法令及び規則等に改正があった場合は改正された内容を仕様とする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）
- (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (4) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (5) 高知市行政手続条例（平成9年条例第3号）
- (6) 高知市行政情報公開条例（平成12年条例第68号）

## 13 秘密の保持

受託者は、個人情報の取り扱いにつき「別紙2 個人情報取扱特記事項」、関係法規及び市条例等を遵守し厳重に取り扱うとともに、その紛失・漏洩がないようにすること。

また、各事業の実施に当たり、当該事業の実施に関する個人情報の活用を図る必要があるときは、あらかじめ本人から個人情報を目的の最小限の範囲で利用することに同意を得ておくこと。

## 14 個人情報の取扱い

受託者は、業務の履行に当たって作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、毎年3月5日までに本市に報告するものとし、本市はこれらの事項について検査を行うものとする。

## 15 公平・中立性

受託者は、地域包括支援センターを運営するに当たっては、市の施策との一体性を保ち、正当な理由なく特定の事業者・団体・個人を有利に扱うことがないよう公平・中立性に充分配慮すること。

また、高齢者等にサービス提供事業者等の情報を提供する場合は、地域福祉の中核機関として、公平・中立な立場から偏りがないよう特に配慮すること。

## 16 設備、備品

本業務の委託期間中、次のものについては委託者が無償で貸与または使用を許可する。

- (1) 本委託業務で使用する包括支援センター用システム
- (2) 上記のシステムを利用するパソコン（配置人員1名について1台）

- (3) 上記システムを利用するための建物への専用ネットワーク及びルータ1台  
受託者は、委託者から貸与された備品について、受託者の責めに帰すべき事由により紛失、汚損又は破損した場合は、その損害を賠償すること。  
上記以外で、本業務の遂行に必要な備品、機器類については、受託者が別途設置すること。

## 17 協議事項

地域包括支援センター業務委託契約書及びこの仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項に関しては、必要に応じて市及び受託法人が協議して書面にて定める。

## 18 その他

### (1) 高知市地域包括支援センター運営協議会

地域包括支援センターの運営に当たっては、公正・中立性を確保し、その円滑かつ適正な運営を図るため、運営協議会が開催される際には地域包括支援センターの職員が出席し、その運営状況の意見や説明等を行うこと。

### (2) 高知市高齢者虐待防止等ネットワーク会議等

高知市高齢者虐待防止等ネットワーク会議及び同担当者会議に出席し、意見や説明等を行うこと。

その他、地域密着型サービス事業所運営推進会議、専門職会議等に参加すること。

地区民生委員児童委員協議会、その他関係機関が主催する会議に必要に応じて参加すること。

### (3) 地域支援事業の実施

平成18年6月9日付け老発第0609001号最終改正令和4年3月28日付け老発0328第1号「地域支援事業の実施について」及び厚生労働省老健局作成「地域包括支援センター業務マニュアル」を遵守して実施するものとする。

また、各事業の実施に当たっての各種様式等については、市が別に定める。

なお、「地域支援事業の実施について」及び「地域包括支援センター業務マニュアル」が改正された場合は、最新を優先するものとする。

### (4) 障害者差別の解消の推進

高知市地域包括支援センターの運營業務を委託していることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第8条第2項に定める障害者への合理的配慮の提供については、「高知市障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」に基づき、本市職員に準じた対応に努めること。